

会議録

会議の名称	平成27年度第2回 西東京市緑化審議会
開催日時	平成27年10月30日（金曜日） 午後2時から4時まで
開催場所	エコプラザ西東京 講座室
出席者	委員：伊藤委員（会長）、松井委員、内田委員、山田委員、鈴木委員、栗島委員、緒方委員、高橋委員、池田委員、中村委員、池見委員、大矢委員、坂口委員 事務局：みどり環境部長 松川、みどり公園課長 高井、みどり公園課長補佐 堀口、公園計画係長 増田、公園計画係主事 高橋徹朗
議題	議題1 保存樹木等補助金の見直しについて
会議資料の名称	資料1 保存樹木等補助金の見直しについて（答申）【案】 資料1-別紙 現行制度と改訂案における保存樹木補助金額の比較 資料2 保存樹木等を市民にアピールするための標示板のデザイン（案） 資料3 平成27年度第1回 西東京市緑化審議会 会議録（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>・委員の出欠席の確認</p> <p>・事務局による資料説明</p> <p>○会長：</p> <p>まず、議題の1は、「保存樹木等補助金の見直しについて（答申）【案】」について、審議することに、また5については後ほど案を私からご説明差し上げる。残りの2～7については、これまでの審議の中で皆さんの賛成を得ていると思いますので、それによろしいか。</p> <p>○一同：</p> <p>了解した。</p> <p>○会長：</p>	

まず、保存樹木等の補助制度の見直しについては、これまでは一律の金額で補助していたものを、今後は剪定等の管理の実施ベースで補助するというのが方針である。具体的には保存樹木の補助については、年間8本を限度に、1本あたり4万円を上限に補助をするという内容である。

また、1については、資料1別紙の内容のとおり、金額的に「個人」は現状より良くなり、「大規模な集合住宅」は現制度より悪くなることが懸念されるので、これから審議していく、というものである。

よって、集合住宅等については1年に10本を限度にしたらどうかという提案である。

○委員：

予算は足りるのか。

○事務局：

財政的には厳しいが、申請率が5年トータルで7～8割になったとしても、従来の予算で可能だと考えている。

○委員：

集合住宅等とはどのようなものか。

○事務局：

集合住宅等は、個人が集まった集合住宅の管理組合などを考える。
再度整理しますと、制度の見直しとしては、個人及び法人は1年に8本を限度で、集合住宅の管理組合などは、1年に10本と考えている。

○委員：

補助について、企業（法人）という営利団体に対し補助するのは疑問であると考え
る。

○事務局：

企業の申請を受けないわけにはいかないが、個人と同様に企業の方にはある程度努力

していただくということになる。

○委員：

企業が保存樹を保存していくことは、社会貢献につながると考えられる。そういう意味で理解いただくのはいかがでしょうか。

○委員：

企業に迎合するわけではないが、ただ、近年樹木の伐採は頻繁に起きているが、企業に補助が優遇されないような状況によって、伐採に追い打ちがかけられることはないか、という懸念がある。これらのことも、西東京市内の緑を残していく方向性で検討していく必要があると思う。

○委員：

考え方の確認だが、制度見直しの方向性として、手を入れない緑は、緑の質として保存（補助するに）値しないということになるのだろうか。生態学用語では「保存とは手を入れない」というニュアンスがあるが。

○委員：

保存という言葉については国の法律で「樹木の保存」とあるのでそこから来ていると思う。

○事務局：

今までの審議の経緯として、アンケート等により、剪定にお金がかかるので補助の増額要望が多いという前提において、これまでそのための方策を審議検討してきた。

○事務局：

保存樹という用語は、行政用語として一般的である。また、本制度の見直しのきっかけとしては近年「保存することの動機づけ」が薄れているのではないかという考え方が有って、補助の考え方は、行政が直接できない施策を実現していただくという意味もあり、そこに経費が掛かっている分は補助するというものである。

○委員：

そもそも補助制度自体、所有者アンケートは分かったが、市民の方に納得してもらえ
るようにちゃんと説明できるようにすべきと考える。

○会長：

樹木については、所有者のためだけでなく樹木のもつ生態系、ヒートアイランドに資
するなど公益性があるものとする。また、補助制度については、行政だけでは実現で
きないものを実現するという意味がある。今後そのような広報を考えていくことも有る
と思うし、こういった審議を通じてより一層市民の理解を得ていく必要が有ると感じ
る。

○会長：

ここで整理させていただくと、まず、個人及び法人は1年に10本を限度で、団体（管
理組合など）は1年に10本の方針については、皆さん如何か。

○一同：

賛成。

○会長：

答申についてはこの修正内容を反映させて最終的には、会長がチェックするので、そ
れでみなさんよろしいか。

○一同：

賛成。

○会長：

では、続いて、標示板のデザイン案について、ご説明する。

保存樹木、保存生垣、保存樹林、それらを合わせて「保存樹等」と表現しているが、
それをシンプルに表現したのが、「保存の木」という言葉。それに、「西東京市」「市民

に理解を得るためのコメント」

これらが標示板の文面デザインには必要と考えデザインした。

「6案のデザインの説明」

○会長：

皆さんからご意見をいただき、その後は事務局と相談しながら最終的なデザインを作
っていきたいと考えているがよろしいですか。

因みに、最後の一文は、一方的に市がお願いしているというようにも捉えられてマイ
ナスと考えたので、削除したいと思うがそれでよいか。

○一同：

了解した。

○委員：

黒文字を使うのが良い。

○委員：

標示板から1メートルくらい離れて見えるくらいの文字やデザインのものが良いと思
う。また、市が付けたというのが分かるような内容が必要と思う。

○委員：

やはり、目立たなくても市であると分かる工夫が欲しい。また、内容は分かりやすい
のが良い。

○委員：

QRコードなどを付けて、1本1本の樹木の花期などが分かるようなものが良いと思う。

○会長：

実現できるかは事務局と検討する。

また、所有者が標示板をつけたいと思ってくれることが、ハードルの一つと考える。

標示板は、ここにもあり、あそこでもみつけた、とつながっていくようなイメージがあるとよいとも考えている。

○委員：

遠目から見えるよう、色があった方がいいと思う。

○委員：

作りっぱなし付けっぱなしでメンテナンスをしないと汚くなってしまう。その後の管理が大切と考える。また、標示板のメッセージとして、たとえば「未来の子供たちへ」という要素があるとよい。易しい言葉を使うとなおよい。

○会長：

皆さんのご意見を受けて、修正します。

○委員：

後は、デザインなどご検討いただき、お任せして良いと思う。

○委員：

標示板の設置については、設置して下さいとお願いするのは可能か。補助をしているので可能とは思われるが。

○事務局：

お願いするのは可能である。

○会長：

答申案については、職務代理にもご確認いただくことをお願いしたいがよろしいか。

○一同：

了解しました。

○会長：

皆様、いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。

○会長：

以上で、本日の全日程は終了とする。

平成27年度第2回西東京市緑化審議会を閉会する。

以上